



長野県報

2月12日(火)
平成31年
(2019年)
第3049号

目 次

告 示

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	1
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	1

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（3件）（建設政策課技術管理室）	2
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	5

告 示

長野県松本建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年3月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年2月12日

長野県松本建設事務所長 藤 池 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 波田北大妻豊科線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市波田字波多9948番の5地先から 松本市波田字水神610番の3地先まで	旧	m 6.0～22.2	km 0.3824
同上	新	10.0～41.6	0.3824

平成31年2月12日

長野県松本建設事務所長 藤 池 弘

- 1 路線名 波田北大妻豊科線
- 2 供用を開始する区間
松本市波田字波多9948番の5地先から
松本市波田字水神610番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成31年2月12日

道路管理課

選告示第12号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成31年2月12日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕
第170条第3項中「第5項」を「第6項」に改める。

選挙管理委員会

長野県松本建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年3月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

道路管理課